

塗装・防水工事の技能士の取扱いについて

業者の専門性を評価し、工事の品質を確保するため、塗装工事は塗装技能士、防水工事は防水施工技能士がいることを登録業者名簿の登載要件とします。

技能士がない場合は、受付は行いますが、登録業者名簿には登載しません。

本市では塗装・防水工事において、平成25年8月1日から予定価格が500万円以上の工事については技能士の配置を要件としているところですが、平成29・30年度登録から金額に関係なく技能士の配置を登録業者名簿の登載要件としています。